

## 議題 4 (仮称) 関西学院大学周辺地区の景観形成の考え方について (報告)

### 1 報告の目的

関西学院大学が平成 29 年 5 月に次期建替え計画を立案するのに先立ち、景観地区によるキャンパス内の景観保全とこのために必要な規制の基本方針を定める。

### 2 基本方針の内容

#### ● 景観地区指定の目的

本市を代表する学園花通りから中央広場、時計台を通して甲山を望む眺望景観を保全するとともに、スパニッシュミッションスタイルで統一されたキャンパス景観の継承を図り、合わせて周辺ゾーンをキャンパスとの調和のために必要な規制を行うことで、文教地区にふさわしいまちなみや環境の保全向上を図ることを目的とする。

#### ● 関学地区内の制限について

##### ① 関学地区の保全方針

###### 方針決定事項

- ☆ 時計台ー甲山の眺望景観を構成する空間を「中央広場空間」として保全策を講ずる
- ☆ 「Bゾーン」は、道路沿いの緑化と建築物の壁面線や意匠、高さを揃えることにより緑のプロムナードの形成を目指す
- ☆ 「Dゾーン」では、可能な限り外国人住宅や松並木の環境とまちなみを保全する
- ☆ 全体としてスパニッシュミッションスタイルで統一された建築群と豊かな緑による景観形成を行う
- ☆ 周辺ゾーンとの調和に配慮した高さ制限を行う

##### ② 関学地区エリアの確定

###### 方針決定事項

- 北側については、第一教授研究館、ハミル館を含めた現状の学院上ヶ原キャンパス敷地を関学地区とする。(別添資料 2 参照)

##### ③ ゾーニングとゾーン毎の規制方針の確定

- 中央広場空間 (時計台～中央広場～正門) の保全

###### 方針決定事項

- 法... 景観法
- 条... 西宮市都市景観条例
- ・法景観重要建造物指定 (時計台、芝生広場、ラパス記念礼拝堂、正門を一体とする)
- ・条景観形成建築物指定 (経済学部、文学部、神学部、学院本部)

- ・建築物の配置等（壁面線指定と高さ、広場対面からの斜線制限、ファサード等の意匠制限等により保全）

**今後の検討事項**

- ・重要樹木の保全（建築物と一体となって景観を形成している景観重要樹木の指定を検討）  
（例：広場のワシントンニア、時計台＋ヒマラヤ杉、ランバス＋クスノキ）

➤中央広場空間以外の保全建築物

**方針決定事項**

- ・**条**景観形成建築物指定（高中部本部棟）

**今後の検討事項**

- ・**条**景観形成建築物指定（外国人住宅 4，5，6 番館）

➤高さ制限

**方針決定事項**

- ・中央広場空間：15m
- ・A、Cゾーン：15m（但しAゾーン北側の第一種低層住居専用地域の範囲は10m）
- ・Bゾーン：20m（但し東側40m幅・西側30m幅内は15m）
- ・Dゾーン：12m（中央広場中心線からの幅取り12.5m）

➤中央広場空間以外の壁面の位置の制限

**方針決定事項**

- ・Bゾーン：南側10m・北側15m
- ・今津西線沿い：6m（大学正面エリア）
- ・その他：2m

➤中央広場空間以外のゾーンにおける緑地指定

**方針決定事項**

- ・Bゾーンの壁面線後退部分を緑地指定（一部バスベイ用地は除く）し緑地軸を形成

**今後の検討事項**

- ・その他景観形成上重要な広場の緑地指定を検討
- ・その他の敷地境界部の緑地指定の検討

④ 建築物の意匠制限（キャンパス内共通基準）

**方針決定事項**

- ・スパンニッシュミッションスタイルによる意匠制限を実施

⑤ その他の制限

**方針決定事項**

- ・第 3 種風致地区に盛り込まれている規制で上記に記載のないものは全て景観地区に移行させる。

[上記に記載のない風致地区の規制の概要]

建ぺい率：40% ※  
 建築物が接する地盤面の高低差：6m  
 緑地率：30%  
 法面の高さ：4m以下  
 木竹の伐採：建築等に必要最小限度

※景観地区で規制できない場合は、その他の規制で検討する。

[第 3 種風致地区条例関係 関学地区内]

	制限項目	第 3 種風致地区	景観地区検討内容（案）
<b>建築物 の制限</b>	形態意匠の制限	【行政指導指針】 色彩 彩度 6 以下 (Y、R は 8 以下)	⇒ 追加：様式・色彩
	建ぺい率	40%以下	= 同左
	高さの制限	15メートル以下	⇒ 一部強化、一部緩和
	壁面位置の制限 (道路から)	2メートル以上	⇒ 一部強化
	地盤面の高低差	6メートル以下	= 同左
<b>工作物 の制限</b>	高さの限度	15メートル	= 同左
<b>垣・柵の 制限</b>	配置・素材等	-	⇒ 一部設定を検討
<b>開発行 為等の 制限</b>	緑地率	30%以上	= 同左
	木竹の保全	次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風	⇒ 追加：一部緑地の指定を検討

	制限項目	第 3 種風致地区	景観地区検討内容（案）
		致を損なうおそれが少ないこと。 ・ 建築物等の新築等や土地の形質の変更等を行うために必要な最小限度の木竹の伐採 以下 略	

⑥ ゾーン毎の重要樹木指定と緑化方針

**方針決定事項**

- ・ 建築物周辺及び敷地境界線付近には可能な限り、緑地を定める。
- ・ 既存樹木については、可能な限り保全をする。また、緑地にはゾーンにふさわしい樹木を選定し、植栽を行う。

**今後の検討事項**

- ・ 市指定の保護樹木を景観法上の景観重要樹木に位置付けることを検討
- ・ その他、建築物と一体となりキャンパス景観の重要な構成要素となっている樹木を景観重要樹木に位置付けることを検討

⑦ 外構工作物の保存・整備方針。

**方針決定事項**

- ・ 錆御影石玉石、雑石積による外構の設えを基本とする。

**今後の検討事項**

- ・ 正門及び大学院 1 号館前門柱（景観形成工作物指定を検討）

● 関学地区以外における眺望景観保全策

① I、Jゾーンの建築物の高さ制限

**方針決定事項**

- ・ 眺望景観の支障とならないよう建築物・工作物の高さ制限を行う。

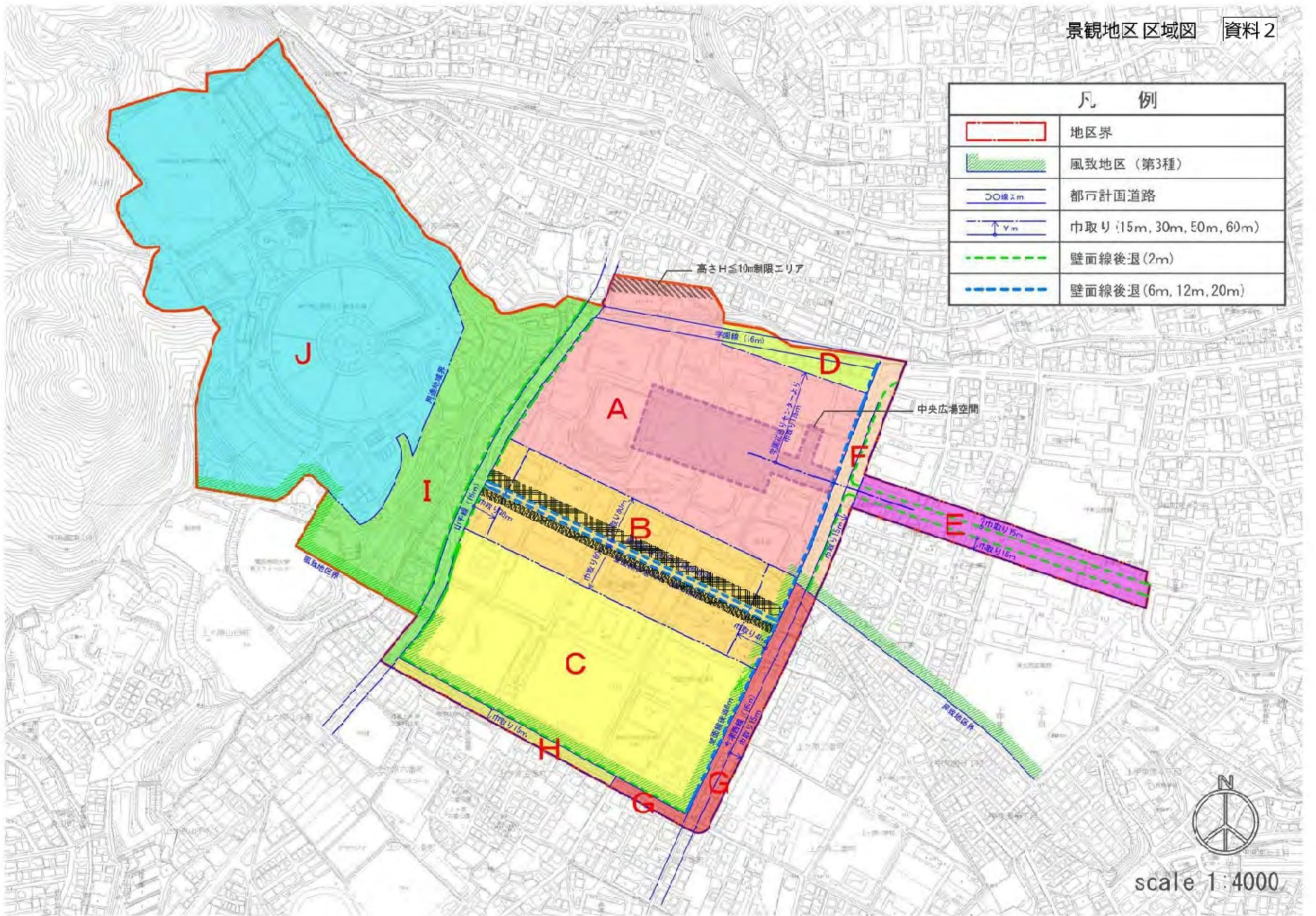
②甲山森林公園区域の眺望景観保全策

**今後の検討事項**

- ・ 周辺の森林を含め第一種風致地区に指定されていることから建築物の更なる高さ制限を行う必要はないが、工作物設置制限等に係る景観計画による誘導の必要性を検討する。

地区	ゾーン	ゾーン名	ゾーンのとり方・イメージ	保全方針	建築物の高さの最高限度	壁面の位置の制限	重要樹木指定と緑化方針	建築物の意匠制限	外構工作物の保存・整備方針	建築物の敷地面積最低限度	その他
関学地区	A	中央広場ゾーン	・関学のシンボルゾーン ・中央広場を囲む永久保存のゾーン	☆時計台-甲山の眺望景観を構成する空間を「中央広場空間」として保全策を講ずる。 →・景観重要建造物指定(時計台、芝生広場、ランバス、正門を一体とする) ・景観形成建築物指定(経済学部、文学部、神学部、学院本部) ・建築物の配置(壁面線指定と高さ、広場対面からの斜線制限、ファサード等の意匠制限)	☆15M <b>(一低専の範囲は10Mとする)</b>	☆正面 6m ・裏側 2m	☆建築物周辺及び敷地境界線付近に可能な限り緑地を設ける。		☆鍔御影石玉石、雑石積による外構の設えを基本とする。	-	
	B	ブロムナードゾーン	・ブロムナード沿(左右 60M の巾取り) ・道路の両側に幅広い緑地ゾーンを確保	☆道路沿いの緑化と建築物の壁面線や意匠、高さを揃え、緑のブロムナードの形成を目指す。 →・壁面線後退部分を緑地指定(一部バスベイ用地は除く)し、緑地軸を形成する。	☆20M <b>(緩和)</b>	☆道路沿(南) 10m ・道路沿(北) 15m ・正面 6m ・裏側 2m	☆既存樹木は、可能な限り保全し緑地にはゾーンにふさわしい樹木を選定し、植栽を行う。	☆スパニッシュ・ミツシヨン・スタイルによる意匠制限を実施する。		-	
	C	学校ゾーン	・南側住宅地に隣接する地区	☆景観形成建築物指定(高中部本部棟)	☆15M	☆正面 6m ・南側 2m ・裏側 2m	▲市指定の保護樹木、その他建築物と一体的な樹木について景観重要樹木の指定を検討。 ▲景観形成上重要な広場、敷地境界部の緑地指定検討		▲正門及び大学院1号館前門柱の景観形成工作物指定を検討する。	-	
	D	外国人住宅ゾーン	・元々住宅の地区 ・北側のエリア外は法面で低い	☆可能な限り外国人住宅を保存し、松並木とともに現在の環境とまちなみを保全する。 ▲景観形成建築物指定を検討する(外国人住宅4,5,6番館)	☆12M <b>(強化)</b>	☆都計道より 2m <b>(学園線)</b> ・正面 6m				-	
周辺地区	E	学園花通りゾーン	・関学へのシンボルロード(巾取り15m) ・風致地区内 ・無電柱化の完了地区	関学地区について関学側と一定の合意後、検討を進める。	▲10M	▲道路より 2m	-	▲色彩制限(一定規模以上)	-	▲・1 低専150㎡ ・1中高 90 ㎡	▲広告物制限
	F	学園前Aゾーン	・今津西線沿い(巾取り 15m) ・風致地区内	〃	▲15M	▲都計道より 2m(今津西線)	-	▲色彩制限(一定規模以上)	-	▲1 中高90㎡	▲広告物制限
	G	学園前Bゾーン	・今津西線(未整備)沿い ・一部南側道路沿い(巾取り 15m)	〃	▲12M	-	-	▲色彩制限(一定規模以上)	-	▲2 低専120 ㎡	▲広告物制限
	H	学園南ゾーン	・学生マンションが多いゾーン(巾取り15m) ・風致地区外	〃	▲15M	-	-	▲色彩制限(一定規模以上)	-	▲1 中高 90 ㎡	▲広告物制限
	I	学園西ゾーン	・山手線(未整備)沿い 西は用途地域界まで ・戸建て住宅地。風致地区内	〃	▲12M	▲・道路より 2m ・都計道より 2m(山手線)	-	▲色彩制限(一定規模以上)	-	▲2 低専120 ㎡	▲広告物制限
	J	浄水場ゾーン	・土地利用が変化した時、甲山への眺望を確保する高さ制限 ・風致地区内	☆眺望景観の支障とならないよう建築物・工作物の高さ制限を行う。	▲10M	▲道路より 2m	-	-	-	▲200 ㎡	▲広告物制限
		巾取り30M、40M部分	・B地区の東西巾取り部分は高さ15mに押さえる	-	☆15M	-	-	-	-	-	-

凡 例	
	地区界
	風致地区 (第3種)
	都市計画道路
	巾取り (15m, 30m, 50m, 60m)
	壁面線後退 (2m)
	壁面線後退 (6m, 12m, 20m)



# 関学ゾーン保全方針

## 共通保全方針

■キャンパス創設当初からのスパニッシュ・ミッション・スタイルによる独特の風格と統一感のあるキャンパスの佇まいを保全・育成する。

■スパニッシュ・ミッション・スタイルの校舎と一体不可分な樹木や外構、校舎間の景観木や通路、水路、池泉、周辺緩衝緑地などのランドスケープ等、創設当初から丹精込めて育てられてきたキャンパス景観を保全・育成する。

## 南側沿道保全方針

■現況の生垣緑地の保全と共に、校舎を新設する場合は緑地帯などの造成による、緑豊かなうまいのある通り景観の充実を図る。



■スパニッシュ・ミッション・スタイルの校舎を新設する場合は、配置・規模等に配慮し、周辺のまちなみと調和する通り景観の形成に努める。



## 正面東側沿道（南）保全方針

■生垣や玉石積の連なりと桜並木を主とした樹々の並木を背後に、スパニッシュ・ミッション・スタイルの校舎が建ち並ぶ沿道景観の保全・育成に努める。



### ※スパニッシュ・ミッション・スタイル

「本来はアメリカ・カリフォルニア州の太平洋沿岸のEl Camino（王の道）と呼ばれる要路にそって点在する、18世紀から行われたカトリック伝道の拠点となったミッション（修道院）の建築様式にちなむもので、クリーム色外壁とスペイン風赤瓦を特色としている。1929年、上ヶ原にキャンパスを移転する際、設計者のW. M. ヴォーリスにより校舎の統一基本デザインとして採用された。以後、上ヶ原さらに神戸三田キャンパスの各校舎のデザインもほぼこれによってなされ、関西学院両キャンパスの一体感を生み出すものとなっている。」（出典：関西学院辞典）



## 西側沿道(南)保全方針

■緑地帯などの造成による、緑豊かなうまいのある通り景観の育成に努める。



## 西側沿道(北)保全方針

■現況緑地の保全や緑地帯などの造成による、緑豊かなうまいのある通り景観の育成に努める。



## 中央広場空間保全方針

■スパニッシュ・ミッション・スタイルの校舎が、広場を挟んで南北に擬対照的に配置される中で、長円形の広場東西の中心線が正門から時計台を貫く軸線となっており、それに伴って形成されている甲山への劇的な眺望景観を保全する。



■広場に面する校舎のファサード・スカイラインや植栽・外構等で構成された、キャンパス創設当初から継承されている開放感のある広場空間を保全する。



## 中央広場周辺緑地保全方針

■中央広場を囲む形で広場の空間性を際立たせ、うまいのあるキャンパス景観を形成している、校舎間に存在する多様で個性的な緑地空間を保全する。

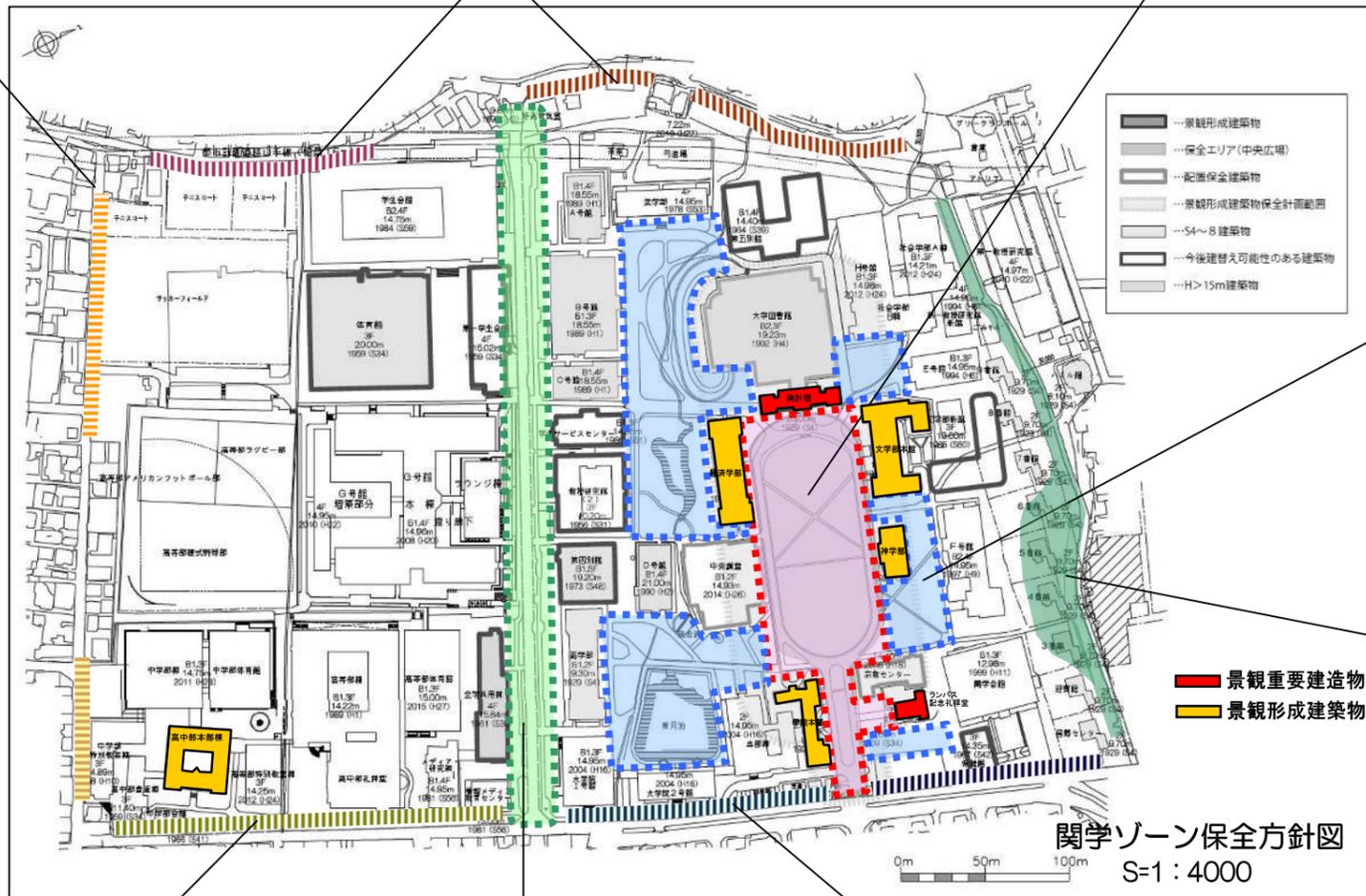


## 北側沿道保全方針

■生垣や玉石積で囲われた松の巨木が点在する敷地の中に、当初からのスパニッシュ・ミッション・スタイルで、同じ形態の外国人住宅がひっそりと立ち並ぶ通り景観の保全・育成に努める。

## 正面東側沿道（北）保全方針

■生垣や玉石積の連なりと楠や杉類の樹々の並びの背後に、スパニッシュ・ミッション・スタイルの校舎が建ち並ぶ沿道景観の保全・育成に努める。



## 緑のプロムナード空間保全方針

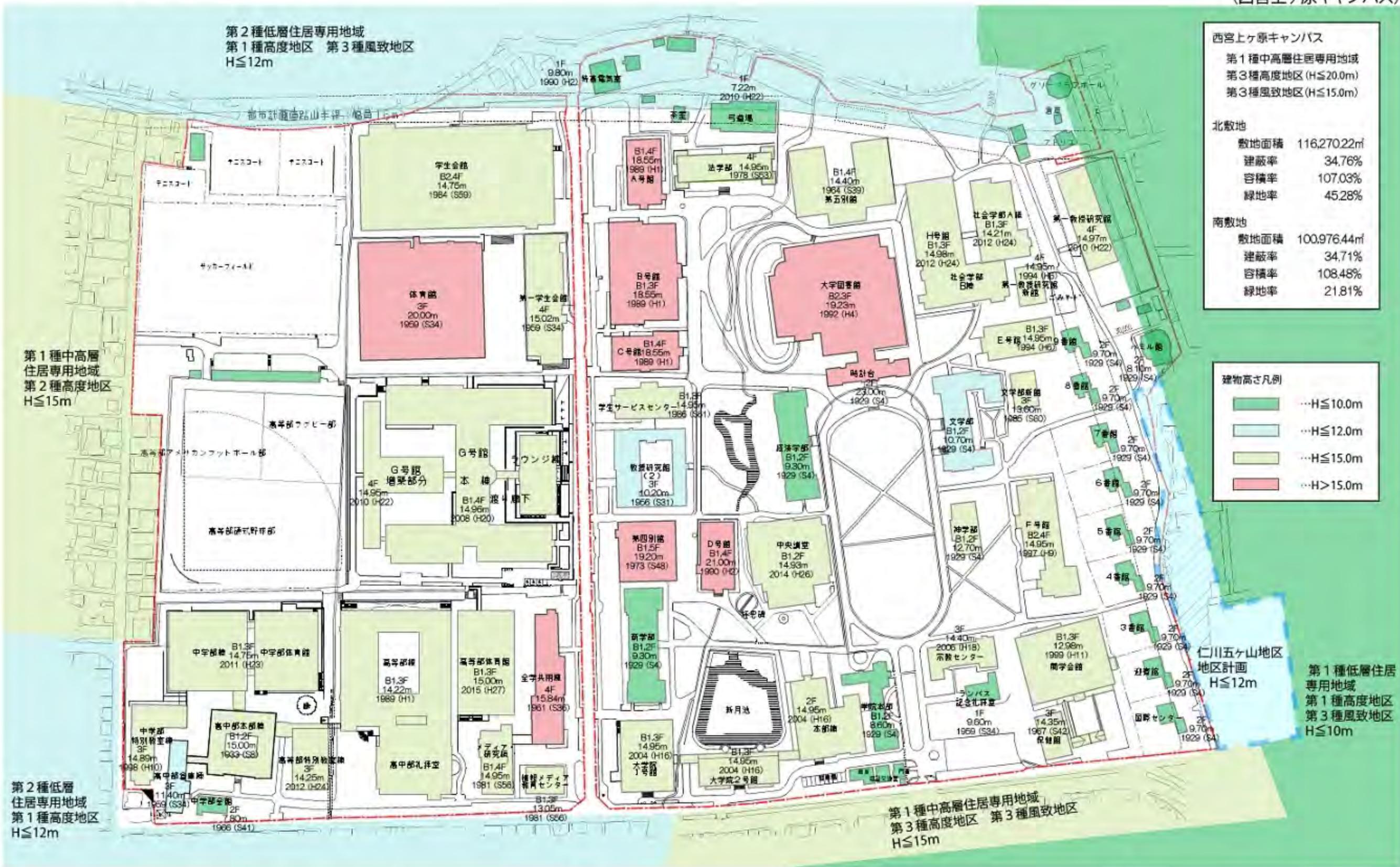
■スパニッシュ・ミッション・スタイルの校舎が、道路を挟んで東西に連続的に配置される中で、壁面が揃いスカイラインが調和する通り景観の保全・育成に努める。



■楠、欅、孟宗竹を主体とした並木と刈り込まれた緑地帯、シンプルデザインのストリートファニチャー、おとなしい舗装材などで構成された、落ち着いたあるゆったりとした歩行者空間の保全・育成に努める。



建築物高さ別配置図  
(西宮上ヶ原キャンパス)



西宮上ヶ原キャンパス

第1種中高層住居専用地域  
第3種高度地区 (H ≤ 20.0m)  
第3種風致地区 (H ≤ 15.0m)

北敷地  
敷地面積 116,270.22㎡  
建蔽率 34.76%  
容積率 107.03%  
緑地率 45.28%

南敷地  
敷地面積 100,976.44㎡  
建蔽率 34.71%  
容積率 108.48%  
緑地率 21.81%

建物高さ凡例

- H ≤ 10.0m
- H ≤ 12.0m
- H ≤ 15.0m
- H > 15.0m

第2種低層住居専用地域  
第1種高度地区 第3種風致地区  
H ≤ 12m

第1種中高層住居専用地域  
第2種高度地区  
H ≤ 15m

第2種低層住居専用地域  
第1種高度地区  
H ≤ 12m

第1種中高層住居専用地域  
第3種高度地区 第3種風致地区  
H ≤ 15m

仁川五ヶ山地区  
地区計画  
H ≤ 12m

第1種低層住居専用地域  
第1種高度地区  
第3種風致地区  
H ≤ 10m



■ 制度比較 (建築物)

名称	都市景観形成建築物	景観重要建造物
根拠法令	<u>西宮市都市景観条例</u>	景観法
指定件数 (H29.1 末時点)	市内 12 件 (関学内：1 件) <u>時計台, ランバス記念礼拝堂</u>	なし
目的	都市景観の形成上、重要な価値があると認める建築物又は工作物を保全し、地域の景観形成の核とする。	地域の景観上重要な建築物及び工作物を指定し、地域の個性ある景観づくりの核として <u>維持、保全及び継承</u> を図る。
要件	<p>(西宮市都市景観条例第 18 条関係)</p> <p>都市景観の形成を図るうえで、重要な価値があると認める建築物のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区の都市景観を特徴づけているもの。</li> <li>・ 歴史的価値又は建築的価値があるもの。</li> <li>・ 市民に親しまれているもの。</li> </ul>	<p>(西宮市景観計画)</p> <p><u>都市景観形成建築物又は都市景観形成工作物</u>のうち、周辺地域の景観に特に寄与しているもので所有者の同意が得られたもの。</p> <p>(景観法第 19 条関係)</p> <p><u>国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定されているものを除く。</u></p> <p>(景観法施行規則第 6 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の自然、歴史、文化等から見て、建造物の外観（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもの。</li> <li>・ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの。</li> </ul>

■ 制度比較 (建築物)

名称	都市景観形成建築物	景観重要建造物
指定手続き	<p>(西宮市都市景観条例第 18 条関係)</p> <p>所有者の同意を得なければならない。 審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(景観法第 19 条関係)</p> <p>所有者の意見を聴かなければならない。 (西宮市都市景観条例第 24 条関係) 審議会の意見を聴かなければならない。</p>
良好な管理に関する基準	<p>(西宮市都市景観条例第 20 条関係)</p> <p>市長は、指定をしたときは、保全計画を定めるものとし、所有者は保全計画に適合した管理を行わなければならない。</p>	<p>(景観法第 25、26 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。</li> <li>景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の保全のために必要な管理の方法の基準を定めることができる。</li> <li>滅失・毀損のおそれがあるとき、又は条例に定める基準に従って管理が適切に行われていないときは、必要な措置をするよう<b>命令又は勧告</b>ができる。</li> </ul>
現状変更の手続き	<p>(西宮市都市景観条例第 22 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>届出が必要</li> <li>届出に係る行為が、保全計画に適合しないときは、必要な措置をとるよう<b>助言・指導</b>することができる。</li> </ul>	<p>(景観法第 22、23、24 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>許可が必要</li> <li>景観の保全に支障があると認めるときは<b>許可をしてはならない</b>。また、許可に必要な条件を付することができる。</li> <li>未許可、又は許可条件に違反した場合は、<b>原状回復命令</b>ができる。</li> <li>不許可の場合、景観行政団体は損失補償をする。</li> </ul>

■ 制度比較 (建築物)

名称	都市景観形成建築物	景観重要建造物
指定の解除	<p>(西宮市都市景観条例第21条関係)</p> <p>市長は、下記の場合は、<b>指定を解除することができる</b>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滅失、損傷等により都市景観形成上の価値を失ったとき</li> <li>・特別の事由があると認めるとき</li> </ul> <p>審議会の意見を聴かなければならない。</p>	<p>(景観法第27条関係)</p> <p>下記の場合は、<b>指定の解除をしなければならない</b>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国宝、文化財等の適用除外物件に指定されたとき</li> <li>・滅失、毀損等により指定の理由が消滅したとき</li> </ul> <p>(西宮市都市景観条例第29条関係)</p> <p>審議会の意見を聴かなければならない。</p>
景観地区との関係	なし	<p>(景観法第69条関係)</p> <p>景観地区の規定が<b>適用除外となる</b>。</p> <p>(適用除外となる主な規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>建築物の形態意匠の制限</b></li> <li>・計画の認定</li> <li>・違反建築物に対する措置</li> </ul>
罰則	なし	<p>(景観法第103、105条関係)</p> <p>下記の場合は、<b>30万円以下の罰金</b>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状変更行為の未許可、条件付許可違反</li> <li>・原状回復命令違反</li> </ul> <p>下記の場合は、<b>30万円以下の過料</b>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理に関する命令又は勧告違反</li> </ul> <p>両罰規定</p>
他法令の特例・緩和	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>建築基準法の特例あり</b></li> </ul> <p><u>国土交通大臣の承認を得て</u>、条例で、外観に影響を及ぼす制限を適用除外又は緩和が可能。</p>

■ 制度比較 (建築物)

名称	都市景観形成建築物	景観重要建造物
		(伝統的建造物保存地区では、緩和のなかった壁面線、外壁後退、日影規制も緩和の対象となる。)
助成制度	<p>(西宮市都市景観条例第 35 条関係)</p> <p><u>助成金制度あり。</u></p> <p>(西宮市都市景観形成助成金要綱)</p> <p>補助率 2 分の 1 から上限合計 50～300 万円</p> <p>(一敷地内の上限年額 500 万)</p>	<u>同左</u>

■ 制度比較 (樹木)

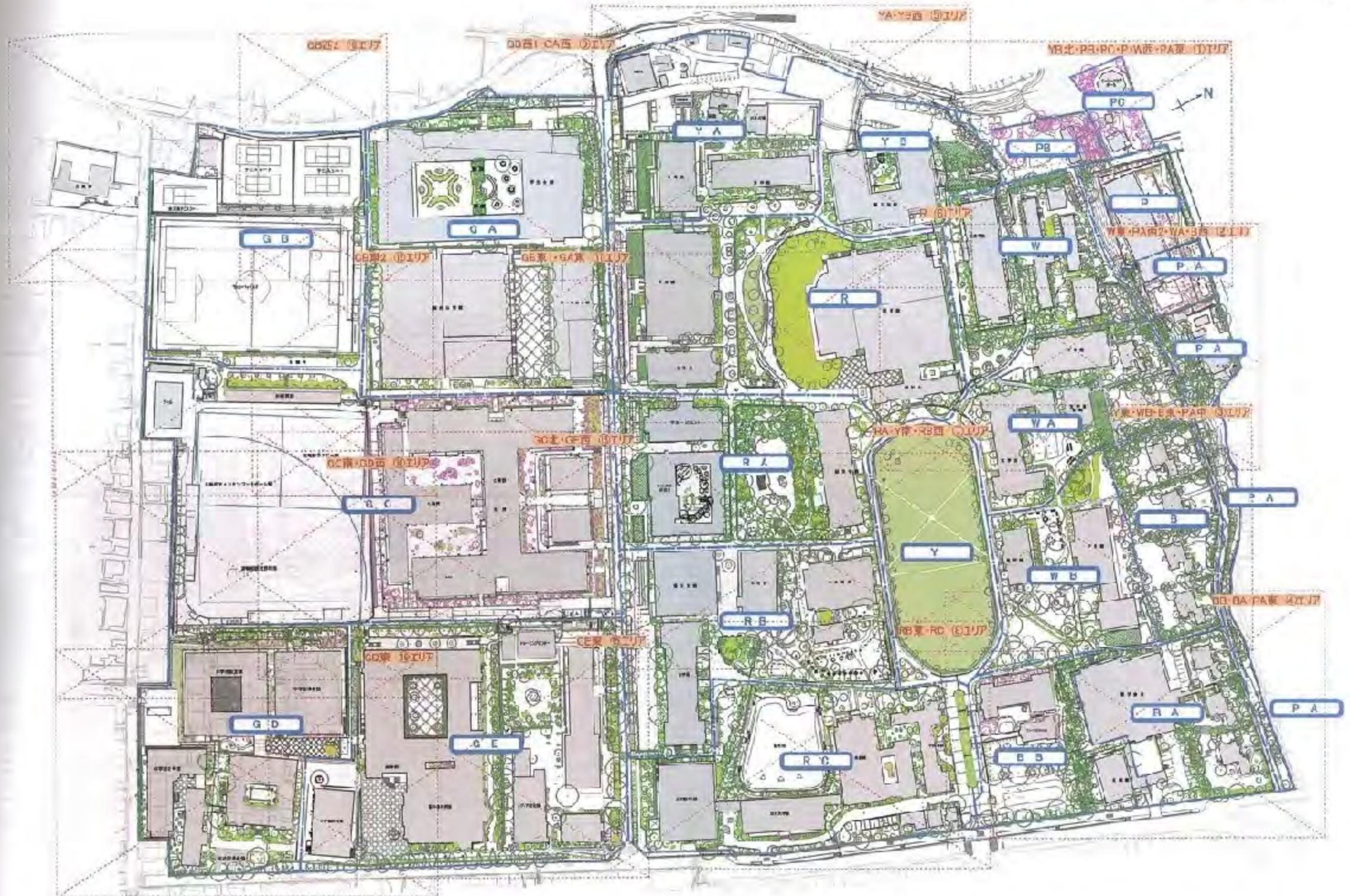
名称	保護樹木	景観重要樹木
根拠法令	<u>自然と共生するまちづくりに関する条例</u>	景観法
指定件数 (H29.1 末時点)	市内 154 本 (関学内 11 本 : クス 8 本, ユーカリ 3 本)	なし
目的	美観風致の維持	地域の景観上重要な樹木を指定し、地域の個性ある景観づくりの核として <u>維持、保全及び継承</u> を図る。
要件	<p>(自然と共生するまちづくりに関する条例施行規則第 11 条関係)</p> <p>名木、巨樹、奇形木又は珍奇な木であって、<u>次の指定基準のいずれかに該当するもの。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上あるもの</u></li> <li>・ <u>高さが 15m 以上あるもの</u></li> <li>・ <u>株立ちした樹木で、高さが 3m 以上あるもの</u></li> <li>・ <u>はん登性樹木で、枝葉の面積が 30 m<sup>2</sup> 以上あるもの</u></li> </ul>	<p>(西宮市景観計画)</p> <p>地区の景観を特徴づけている樹木のうち、市民に親しまれ周辺地域のシンボルになっているもので所有者の同意が得られたもの。</p> <p>(景観法第 28 条関係)</p> <p><u>特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物に指定又は仮指定されているものは除く。</u></p> <p>(景観法施行規則第 11 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なもの。</li> <li>・ 道路その他の公共の場所から容易に望見さえるもの。</li> </ul>
指定手続き	<p>(自然と共生するまちづくりに関する条例第 23 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有者の意見を聴くものとする。</li> <li>・ 審議会の意見を聴かなければならない。</li> </ul>	<p>(景観法第 28 条関係)</p> <p>所有者の意見を聴かなければならない。</p> <p>(西宮市都市景観条例第 30 条関係)</p> <p>審議会の意見を聴かなければならない。</p>

■ 制度比較 (樹木)

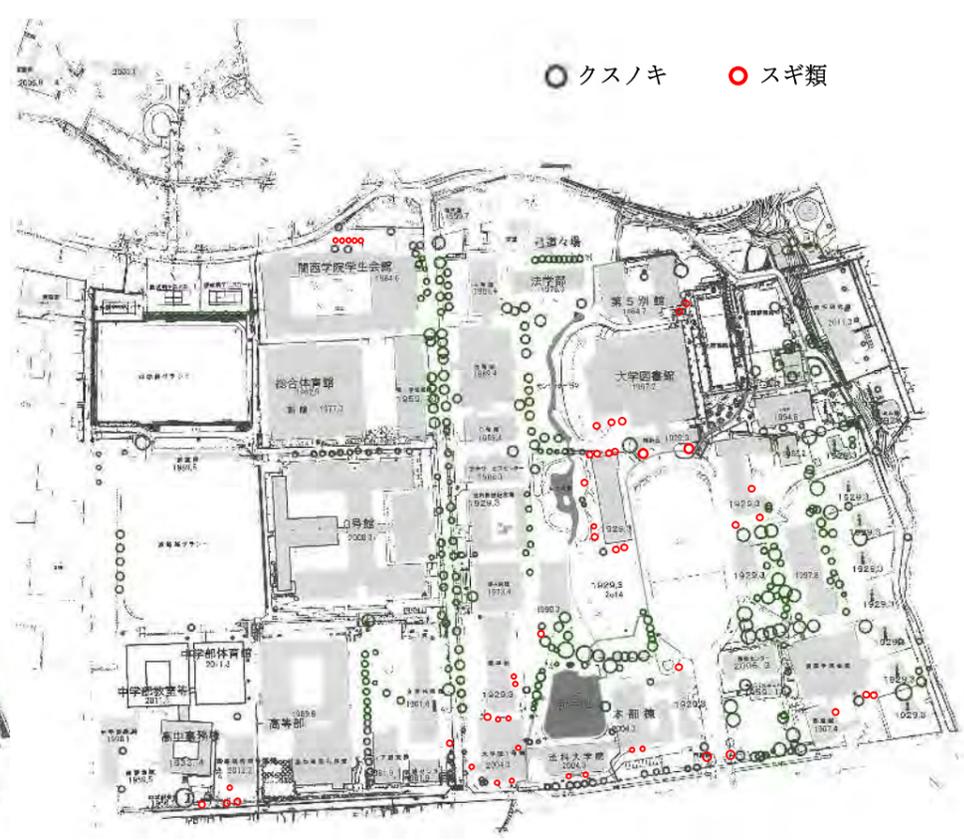
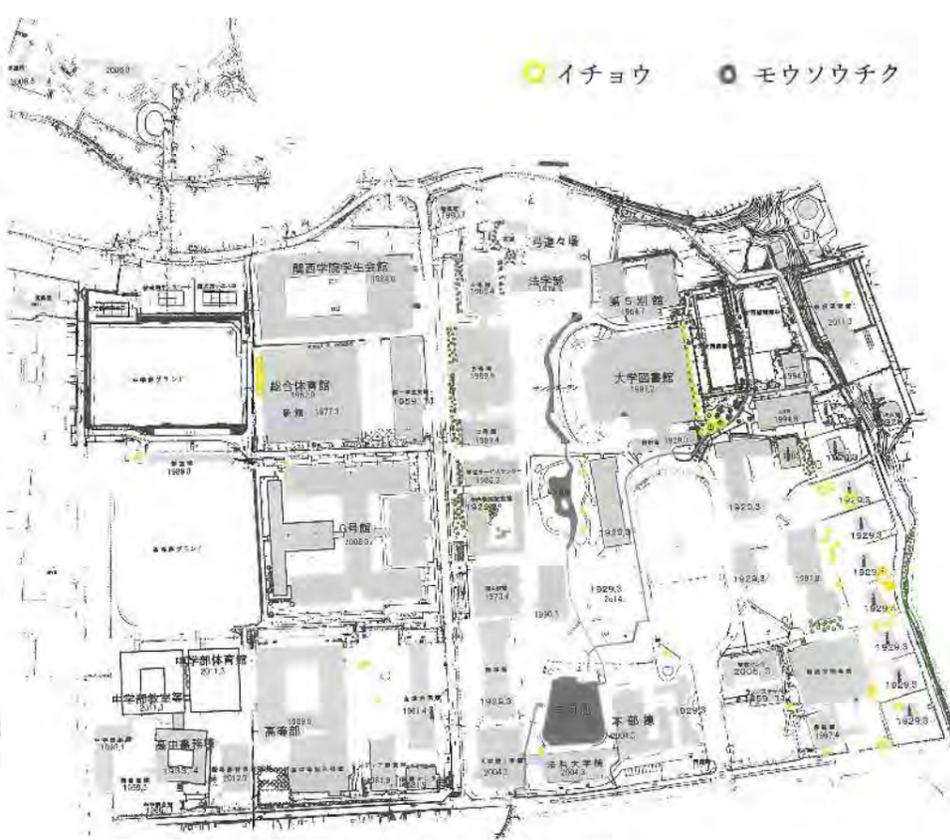
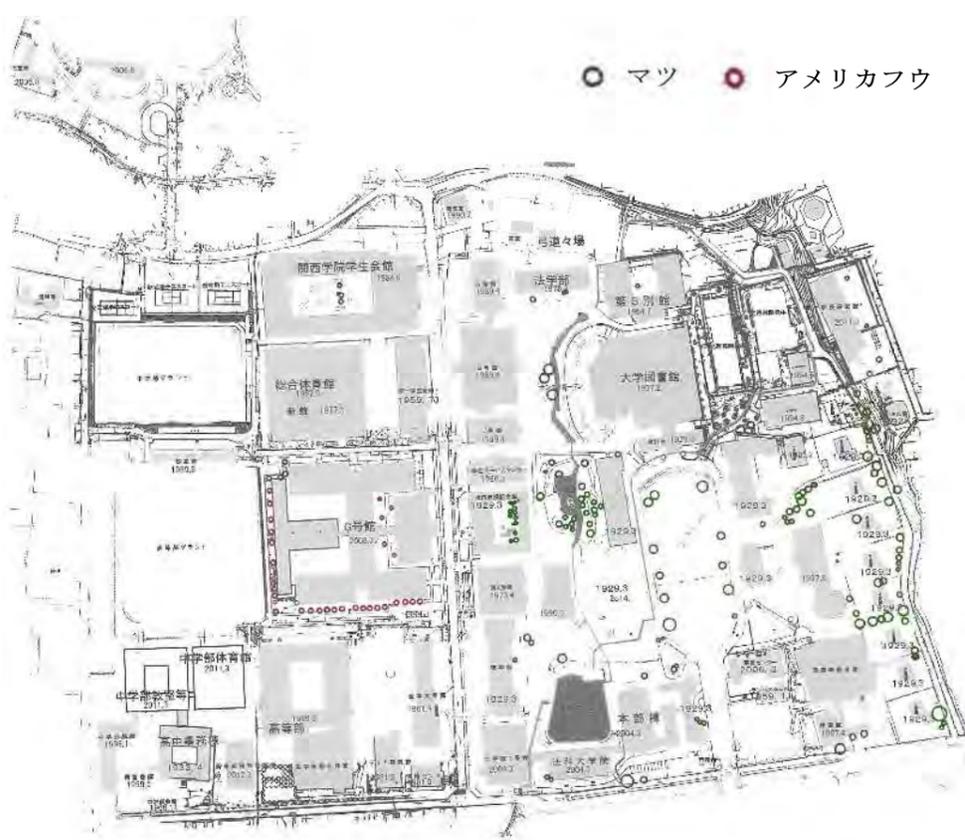
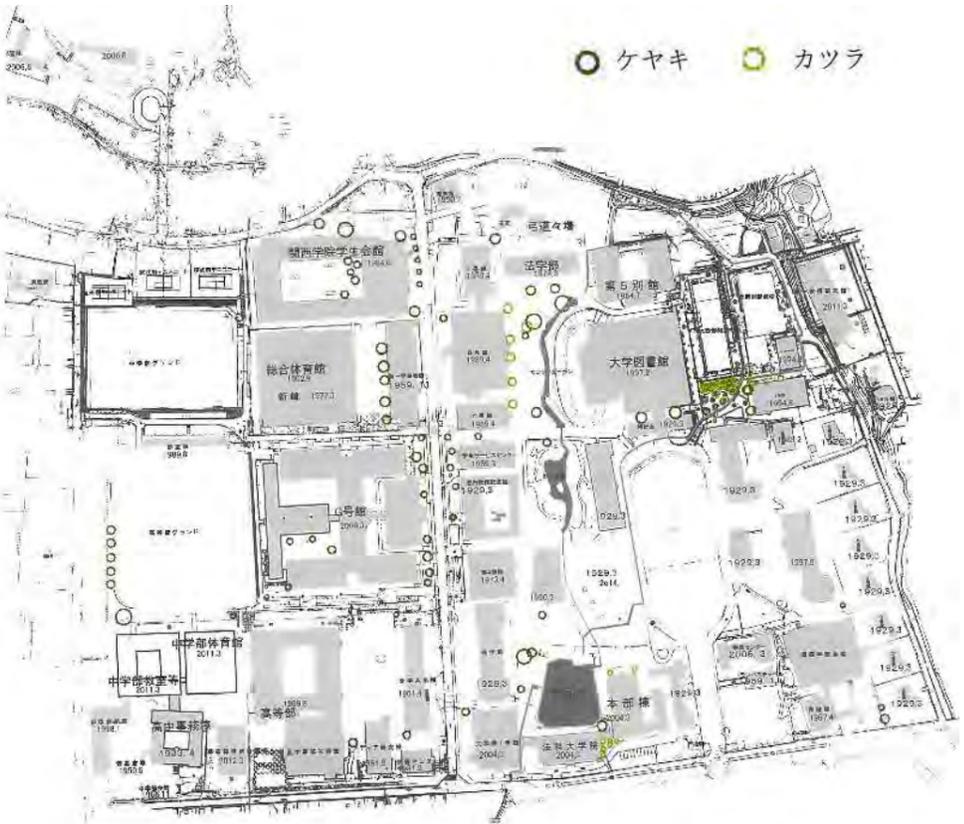
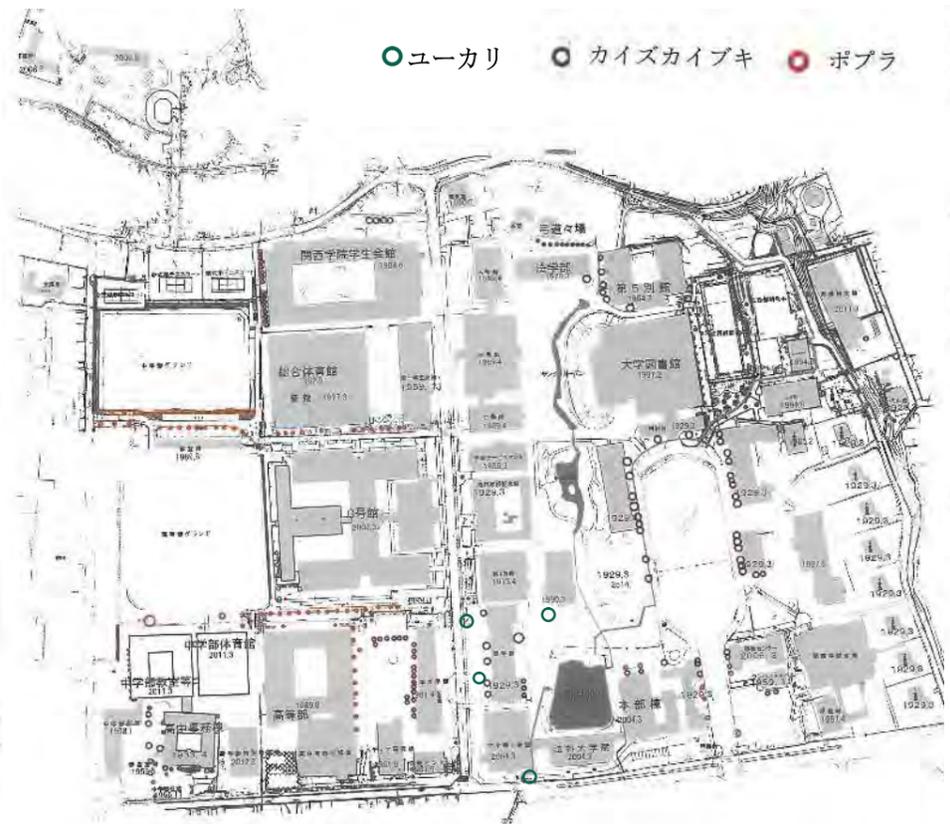
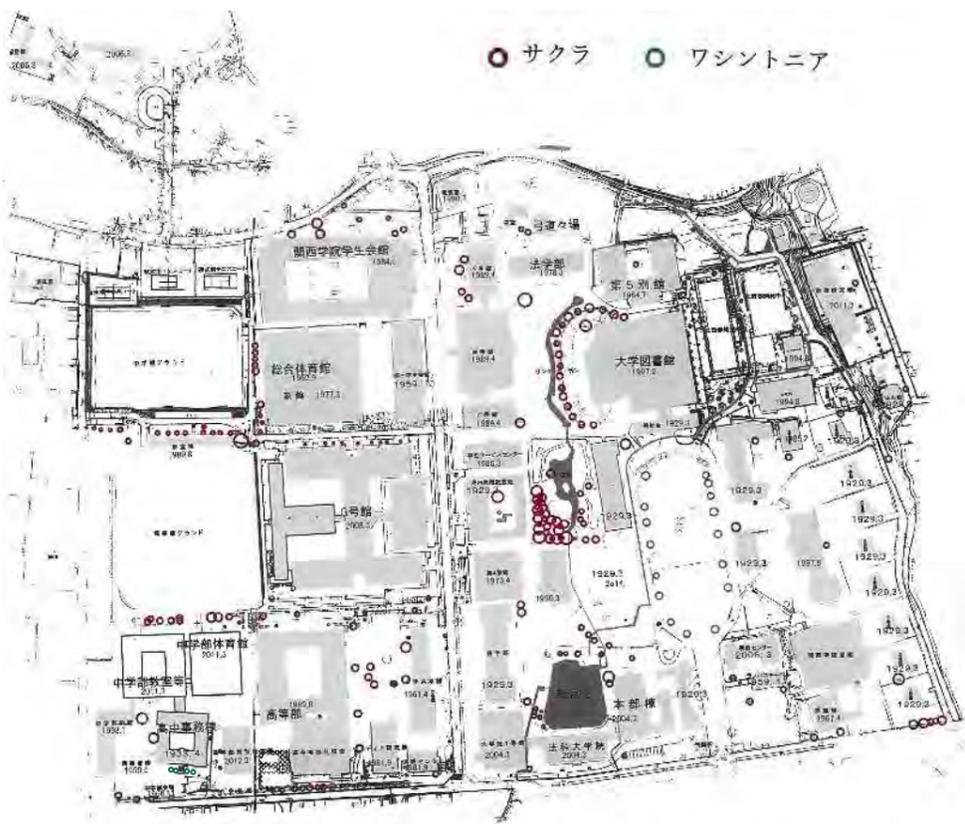
名称	保護樹木	景観重要樹木
<p>良好な管理に関する基準</p>	<p>(自然と共生するまちづくりに関する条例第 29 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者は、保護樹木の保全及び管理に<u>努めなければならない</u>。</li> <li>事業者及び市民は、保護樹木について理解と関心を深めるとともに、保護樹木の保存に協力しなければならない。</li> </ul>	<p>(景観法第 33、34 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう<u>適切に管理しなければならない</u>。</li> <li>景観行政団体は、条例で、景観重要樹木の管理の方法の基準を定めることができる。</li> <li>滅失・枯死のおそれがあるとき、又は条例に定める基準に従って管理が適切に行われていないときは、必要な措置をするよう<u>命令又は勧告</u>ができる。</li> </ul>
<p>行為の制限等</p>	<p>(自然と共生するまちづくりに関する条例第 26、27 条関係)</p> <p>次に掲げる行為をする場合は、あらかじめ<u>届出が必要</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保護樹木に対して影響を与える建築物その他の工作物を新築、改築、増築又は移転する場合</li> <li>伐採し、損傷し、又は移植する場合</li> <li>生態に著しく影響を及ぼすおそれのある薬剤を散布し、又は表土の採取を行う場合 (規則第 15 条関係)</li> </ul> <p>届出者に対して必要な措置の<u>指導・勧告</u>ができる。</p> <p>届出違反の場合は、<u>行為の中止、原状回復命令</u>ができる。</p>	<p>(景観法第 31、32 条関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>伐採、移植する場合は、<u>許可が必要</u></li> <li>景観の保全に支障があると認めるときは<u>許可をしてはならない</u>。また、許可に必要な条件を付することができる。</li> <li>未許可、又は許可条件に違反した場合は、<u>原状回復命令</u>ができる。</li> <li>不許可の場合、景観行政団体は損失補償をする。</li> </ul>

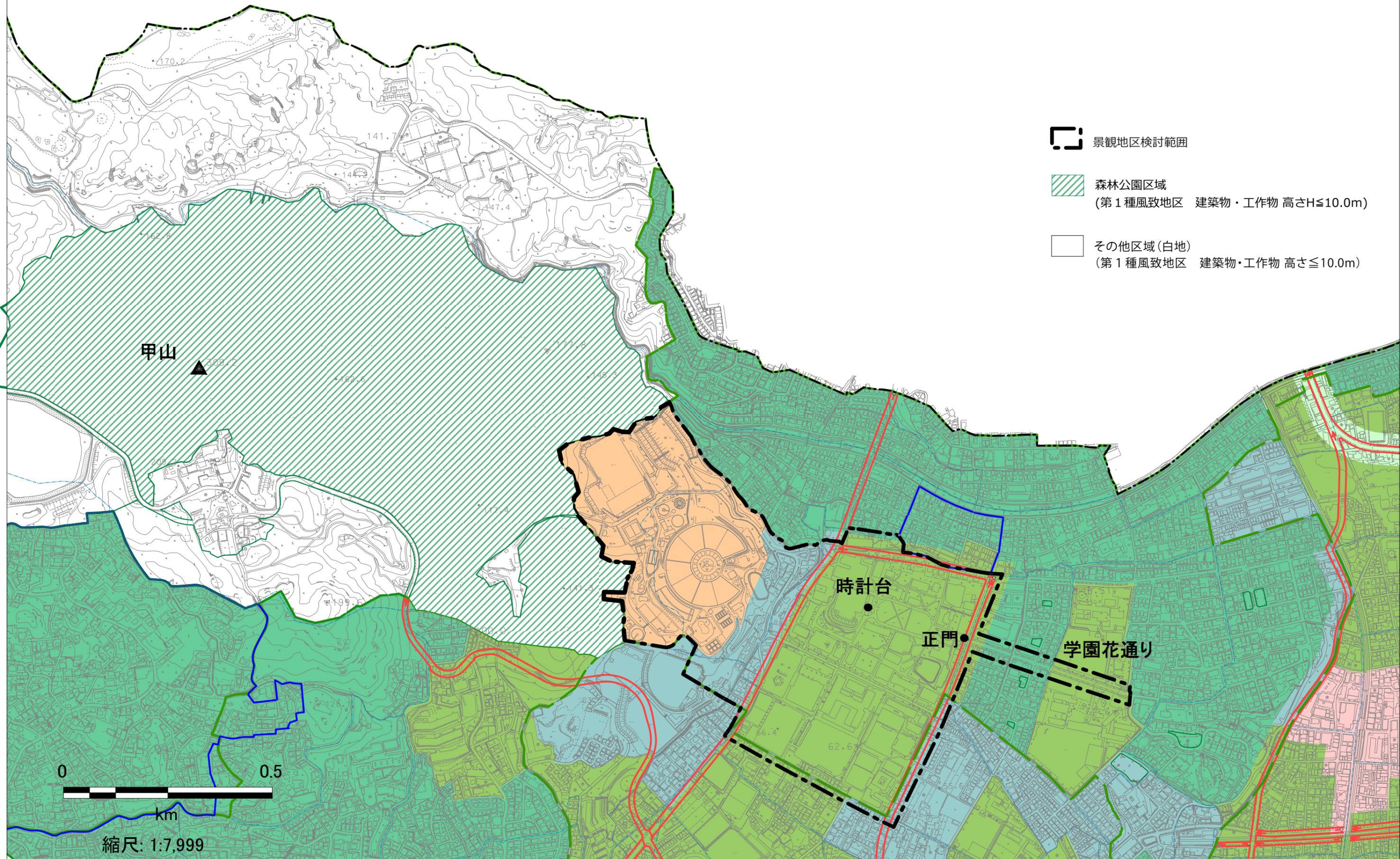
■ 制度比較 (樹木)

名称	保護樹木	景観重要樹木
指定の解除	<p>(自然と共生するまちづくりに関する条例第 24 条関係)</p> <p>所有者及び審議会の意見を聴くことで、<u>指定の解除をすることができる</u>。</p>	<p>(景観法第 35 条関係)</p> <p>下記の場合は、<u>指定の解除をしなければならない</u>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別史跡名勝天然記念物等の適用除外樹木に指定されたとき。</li> <li>・滅失、枯死により指定の理由がなくなったとき。</li> </ul>
罰則	<p>(自然と共生するまちづくりに関する条例第 36、37、38、39 条関係)</p> <p>下記の場合は、<u>20 万円以下の罰金</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の届出後 30 日以内に行為を行った場合</li> <li>・原状回復命令違反</li> </ul> <p>下記の場合は、<u>10 万円以下の罰金</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為の未届、又は虚偽の届出</li> </ul> <p>下記の場合は、<u>5 万円以下の罰金又は科料</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常災害のために必要な応急措置行為の未届、又は虚偽の届出</li> <li>・立ち入り調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合</li> </ul> <p>両罰規定</p>	<p>(景観法第 103、105 条関係)</p> <p>下記の場合は、<u>罰金 30 万以下</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状変更行為の未許可、条件付許可違反</li> <li>・原状回復命令違反</li> </ul> <p>下記の場合は、<u>過料 30 万以下</u>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理に関する命令又は勧告違反</li> </ul> <p>両罰規定</p>
助成制度	<p>(自然と共生するまちづくりに関する条例第 33 条関係)</p> <p><u>奨励金の交付制度あり</u></p> <p>(保護地区等保存奨励金交付要綱)</p> <p>1 本あたり上限 5,000 円、2 本目より 1 本につき上限 1,000 円を加算するものとし、上限合計 15,000 円 (年間)</p>	<p>(西宮市都市景観条例第 35 条関係)</p> <p>都市景観助成制度あり</p> <p>(西宮市都市景観形成助成金要綱)</p> <p><u>景観重要樹木に関する規定は未整備</u></p>



# 主要樹木別分布図

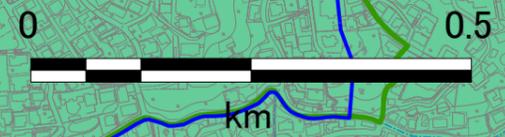




景観地区検討範囲

森林公園区域  
(第1種風致地区 建築物・工作物 高さ $H \leq 10.0$ m)

その他区域(白地)  
(第1種風致地区 建築物・工作物 高さ $\leq 10.0$ m)



縮尺: 1:7,999